

## 5月

日 月 火 水 木 金 土

			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第129号を発行させていただきます。

GWのお休みはどのように過ごされましたでしょうか。私はどこに行っても人が多いので、自宅で過ごしていることが多かったです。

今月も先月に引き続き香川県で撮影した写真を中心に掲載させていただきます。



(写真は、金比羅宮の登り口の風景です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**R6年分所得税の定額減税のしかたについてその2**を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 R6年分所得税の定額減税のしかたについて  
その2

スタッフに給与を支払う事業者の方々は、今年6月1日以後最初に支払う給与から定額減税を行うことになります。そろそろ定額減税を行うための準備をしていかないといけませんので、今月も引き続き定額減税についての説明をさせていただきます。

## 7 給与の支払者のもとで、定額減税の適用を受けられるのはどのような人ですか。

給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けられる人の範囲等は、次のようになっています。

R6年6月以後の各月（日々）において、給与等に係る控除前税額から行う控除（月次減税）の適用が受けられる給与所得者（基準日在職者）

給与の支払者のもとで6月以後の控除（月次減税）を受けられる人	（参考）給与の支払者のもとで6月以後の控除（月次減税）を受けられない人
<b>R6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人</b> （その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）	(1) R6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄又は丙欄が適用される居住者の人  (2) R6年6月1日より後に雇用された人

\*月次減税を受けられる人は、事業所に扶養控除等申告書を提出していて6月1日に在職している人です。

\*6月1日在職していても扶養控除等申告書を提出していない人は月次減税の対象者にはなりません。

\*6月1日以後に雇用された人は、月次減税の対象者にはなりませんが、年末調整の際に減税を受けられます。



(写真は、金比羅宮の旭社です)

8 定額減税の適用には所得制限があるとのことですが、合計所得金額が1,805万円を超える人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるのですか。

合計所得金額が1,805万円を超える人であっても、主たる給与の支払者のもとでは、R6年6月以後の各月（日々）において、給与等に係る控除前税額から行う控除（月次減税）の適用を受けることになります。

一方、合計所得金額が1,805万円を超える人については、年末調整の際に年調所得税額から行う控除（年調減税）の適用が受けられませんので、年末調整の際にそれまで控除した額の精算を行うことになりますが、主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象となりませんので、その人は確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。

\*6月時点では合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかの判断が出来ないので、定額減税をしていかないといけません。ただ、年末調整の計算時に1,805万円を超えてしまった人がいた場合、渡していた定額減税を戻していただくことになりますので、年末調整で税金還付にならず税金を徴収

する人が例年より増えるケースが考えられます。

9 給与所得者が、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるか受けないかを、自分で選択することはできますか。

R6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）については、一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。

\*事業所に扶養控除等申告書を提出していて6月1日在職している人はすべて定額減税を受けることになります。



(写真は、金比羅宮の本殿です)

10 2か所から給与の支払を受けている人の従たる給与（乙欄適用給与）に係る源泉徴収税額について定額減税の適用を受けるには、どうしたらいいですか。

定額減税額は、主たる給与の支払者のもとでのみ控除されることになっていて、従たる給与の支払者のもとで控除されることはありません。

したがって、定額減税額のうち主たる給与の支払者のもとで控除しきれなかった金額がある場合には、確定申告の際に、主たる給与と従たる給与（給与所得以外の申告をする必要のある所得がある場合には、その

所得を含みます。) を合わせたところで計算される年の所得税額との間で、控除しきれなかった金額を精算することになります。

\*6月1日在職していても扶養控除等申告書を提出していない人は月次減税の対象者にはなりません。



(写真は、金比羅宮の本殿からの眺望です)

1 1 R6年5月31日以前に、死亡により退職した人及び年の中途で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった人の定額減税は、どのように行いますか。

R6年5月31日以前に、死亡により退職した人及び年の中途で海外の支店等への転勤などにより出国し非居住者となった人は、以下の方法により、定額減税の適用を受けることとなります。

- |   |  |
|---|--|
| ① | R6年6月1日以後にいわゆる準確定申告書を提出する。                       |
| ② | R6年5月31日以前に準確定申告を提出した場合には、R6年6月1日以後に更生の請求書を提出する。 |

R6年6月1日以後にこれらの事実が生じた人については、それぞれ次のようになります。

- |   |   |
|---|---|
| ① | 給与所得者は、通常、これらの事実が生じた時に年末調整を行い、その人の給与に係る年調年税額から年調減税額を控除します。  |
| ② | 給与所得以外に所得があるなどのために準確定申告を提出する人については、その準確定申告により定額減税額の精算を受けます。 |

\*5月31日以前か6月1日以後かによって手続きがかわりますので、ご注意ください。

1 2 給与収入以外の所得により、R6年分の合計所得金額が1,805万円を超えることが明らかであり、年末調整時に定額減税の適用を受けることができないので、月々の給与等から月次減税額を控除しないでほしいという申出が従業員からありました。

この場合、従業員からの申出に従い、月次減税額を控除しなくてもいいですか。

給与所得者については、主たる給与の支払者のもとで、R6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等に係る源泉徴収において、月次減税額を順次控除することとされています。

そして、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれるかどうかにかかわらず、主たる給与の支払者のもとで、R6年6月以後の給与等に係る源泉徴収において、**控除対象者は一律に減税額の控除を受けることになりますので、控除対象者自身が定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。**

\*合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる給与所得者でも月次減税を辞退することはできません。該当する方は、一旦定額減税を受け取ますが、年末調整や確定申告でその減税額を調整されて徴収されることになるので、その対応を考えると気が重くなります。



(写真は、金比羅宮の奥社の巖魂(いづたま)神社です)

### 1 3 青色事業専従者は定額減税の適用を受けますか。

青色事業専従者として給与の支払を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで、R6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等に係る源泉徴収において、月次減税額を順次控除することとされ、年末調整や確定申告においても定額減税の適用を受けます。

なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、納税者の同一生計配偶者や扶養親族とはされませんので、その納税者と生計を一にしていたとしても、定額減税の計算には含まれません。

\*個人事業主で給与支払いを青色事業専従者にしか給与の支払をしていなくても定額減税をしないといけませんので、ご留意ください。



(写真は、丸亀城の天守です。)

### 1 4 R6年4月以前から引き続き勤務している従業員が、R6年5月から3か月程度休職扱いとなつたため、その間、給与を支払っていません。このような人は、基準日在職者に該当しますか。

休職扱いとされている従業員が、R6年6月1日現在においてその給与の支払者から実際に給与の支払を受けていない状況にあるとしても、同日現在その支払者の従業員としての身分があり、かつ、その支払者に扶養控除等申告書を提出している限り基準日在職者に該当します。

なお、このような人については、主たる給与の支払者のもとで、その復職後実際に支払われるR6年分の給与から月次減税の控除を受けることになります。

\*扶養控除等申告書を提出しているスタッフで休職されている方がいる場合には、ご留意ください。

紙面の関係で今回はここまでとなります。来月支払う給与から定額減税をしないといけませんので、今月中に事業所ごとに対応を考えていただかないといけません。

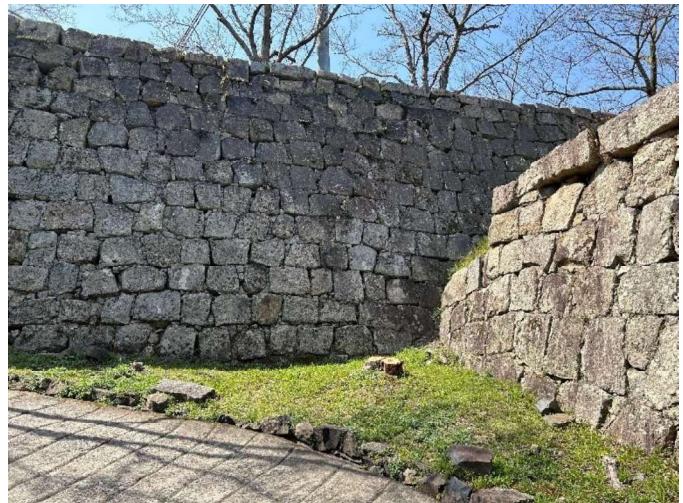
該当する取引先様につきましては、今月中にお声をかけさせていただく予定にしております。

### 【参考文献】

- ・給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた
- ・令和6年分所得税の定額減税 Q&A（令和6年3月改訂版）

### 3 編集後記

今月掲載している写真は、先月号に引き続き香川県に旅行した際に撮影した写真を掲載させていただきます。



上の写真は、丸亀城の石垣です。詳しいことは知りませんでしたが、丸亀城は、高さ日本一の石垣を有する「石垣の名城」とのことです。

同じ日に金比羅宮と丸亀城を徒歩で登ったので、ふくらはぎにかなり負担がかかって疲れてしまいました。香川県の高松市でレンタカーを借りておいて良かったです。大阪まで車で移動するなら居眠り運転してしまいそうでした。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。